

第92期 定時株主総会招集ご通知

日時

平成30年3月28日（水曜日）
午前10時

場所

東京都葛飾区堀切四丁目66番1号
当社本社講堂

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

目次

第92期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役1名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件	
(添付書類)	
事業報告	14
連結計算書類	29
計算書類	32
監査報告書	36

(証券コード 4404)
平成30年3月9日

株 主 各 位

東京都葛飾区堀切四丁目66番1号

ミヨシ油脂株式会社

代表取締役社長 堀 尾 容 造

第92期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第92期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、平成30年3月27日（火曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都葛飾区堀切四丁目66番1号
当社本社講堂（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第92期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第92期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役1名選任の件
- 第3号議案** 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案** 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日の受付開始は午前9時を予定しております。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.miyoshi-yushi.co.jp/ir/index.html>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.miyoshi-yushi.co.jp/ir/index.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査役および会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

【議決権行使についてのご案内】

株主総会における議決権は、株主の皆様的重要な権利です。

後記の株主総会参考書類（6～13ページ）をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

また、本招集ご通知をご持参ください。

日時 平成30年3月28日（水曜日）午前10時

場所 東京都葛飾区堀切四丁目66番1号
当社本社講堂

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

2. 郵送（書面）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成30年3月27日（火曜日）午後5時30分到着分まで

3. インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 平成30年3月27日（火曜日）午後5時30分まで

【インターネットによる議決権行使のご案内】

- (1) 書面とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットによる議決権行使のご案内
 - ① 議決権行使サイトについて
 - ア. インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）議決権行使サイトにはパソコン向けのものと同携帯電話向け（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）のものがあり、ご利用環境により自動的に振分けられます。
 - イ. パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、OS・ブラウザ等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
 - ウ. 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
 - ② インターネットによる議決権行使方法について
 - ア. 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - イ. 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ウ. 株主総会の招集の都度新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
 - ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合併会社 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第92期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに株主の皆様への安定的な配当の継続を勘案いたしまして、平成29年7月1日に実施した株式併合後の1株あたりの前期配当額（30円）に比べ10円増配し、以下のとおり1株につき40円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき40円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、412,073,760円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年3月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役横溝修、廣田晴一、藤原嘉文の各氏が辞任されますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本総会において選任される取締役の任期は、当社定款第22条第2項の規定により、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
まつ むろ さだ お 松室貞夫 (昭和31年9月24日生)	昭和50年4月 当社入社 平成23年3月 当社食品営業本部営業第三部長 平成26年3月 当社執行役員食品営業本部営業第三部長 平成26年4月 当社執行役員食品本部営業統括部長(兼) 営業第三部長 平成28年3月 当社執行役員大阪支店長 現在に至る	1,000株
【取締役候補者とした理由】 松室貞夫氏は、食品本部の営業部長として培った食品事業に関する豊富な知識と経験を有しており、また、当社主要拠点である大阪支店の責任者として、全社的視点で当社グループの業績向上に努めております。今後も当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する候補者であると判断したため、取締役候補者といたしました。		

(注) 松室貞夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

平成29年3月29日開催の第91期定時株主総会において補欠監査役に選任された細井和昭氏の選任の効力は、本総会開始の時をもって失効いたしますので、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、社外監査役の補欠として補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
むら やま けん じ 村山憲二 (昭和29年10月21日生)	昭和59年10月 監査法人中央会計事務所入所 昭和63年3月 公認会計士登録 平成15年7月 中央青山監査法人代表社員 平成19年8月 新日本有限責任監査法人シニアパートナー 平成29年7月 村山公認会計士事務所開設 現在に至る	0株
【補欠監査役候補者とした理由】 村山憲二氏は、公認会計士として幅広い専門知識を有し、監査役に就任された場合に社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を補欠の社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 村山憲二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村山憲二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 村山憲二氏が補欠監査役に選任され監査役に就任した場合は、当社は同氏との間に社外監査役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額といたします。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（代表取締役社長および業務執行取締役に限る、社外取締役を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」で構成されていますが、新たに、当社の取締役を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役の報酬と、当社の業績および株主価値との連動性をより明確化し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、平成22年3月26日開催の第84期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額310百万円以内）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。なお、第2号議案「取締役1名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は7名となります。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です（詳細は下記（2）以降のとおり）。

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（代表取締役社長および業務執行取締役に限り、社外取締役を除く。）
② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	・ 3事業年度からなる対象期間を対象として200百万円
当社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	・ 1事業年度あたりに取締役に對して交付等が行われる当社株式等の上限数は50,000株であり、3事業年度からなる対象期間を対象として取締役に交付等が行われる当社株式等の上限数は150,000株
当社株式の取得方法（下記（2）のとおり。）および取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記（3）のとおり。）	・ 1事業年度あたりに取締役に對して交付等が行われる当社株式等の上限数の当社発行済株式総数（平成29年12月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.5% ・ 当社株式は、株式市場から取得予定であり、希薄化は生じない
③ 業績達成条件の内容（下記（3）のとおり。）	・ 毎事業年度の連結営業利益に応じて変動
④ 取締役に対する当社株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）	・ 取締役の退任時

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は連続する3事業年度（当初は、2018年12月末日で終了する事業年度から2020年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、信託期間の延長が行われた場合には、以降の3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに、200百万円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。

当社は、信託期間中、取締役に對するポイント（下記（3）に定める。）の付与を行い、取締役の退任時（取締役等が死亡した場合は死亡時）に付与されたポイントの累積値に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は延長された信託期間ごとに、200百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、当社は取締役に對するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長時に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は200百万円の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に付与されるポイントの決定は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役が退任し、当社株式の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役に對して交付等が行われる当社株式数の算定方法と上限

信託期間中、役員および毎事業年度（初回は2018年12月末日で終了する事業年度）における業績目標の達成度に応じて、当該事業年度終了後の所定の時期に、下記の算定式により算出される固定ポイントおよび業績連動ポイントが付与されます。取締役の退任時に、付与された固定ポイントおよび業績連動ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

(ポイント算定式)

$$\begin{aligned}\text{固定ポイント} &= (\text{役位別に定める株式報酬額} \div \text{本信託による当社株式の平均取得単価}) \\ \text{業績連動ポイント} &= (\text{役位別に定める株式報酬額} \div \text{本信託による当社株式の平均取得単価}) \\ &\quad \times \text{業績連動係数}(\ast)\end{aligned}$$

(※) 業績連動係数は、毎事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度に応じて0～2.00の範囲で変動します。

本信託の信託期間中に取締役に交付等を行う当社株式等の総数は、1事業年度当たり50,000株を上限とし、対象期間中に取締役に対して交付等を行う当社株式等の総数は150,000株を上限とします。取締役に対して交付等を行う当社株式等の総数の上限は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の時期および方法

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に、上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に相当する数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイント数の70%の当社株式(単元未満株式は切捨。)について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、受益者要件を充足した取締役が在任中に死亡した場合、上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(6) 本信託の終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、本信託の終了時(上記(2)による信託期間の延長を行った場合は延長された信託期間の終了時)に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。また、信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(7) その他の本制度の内容

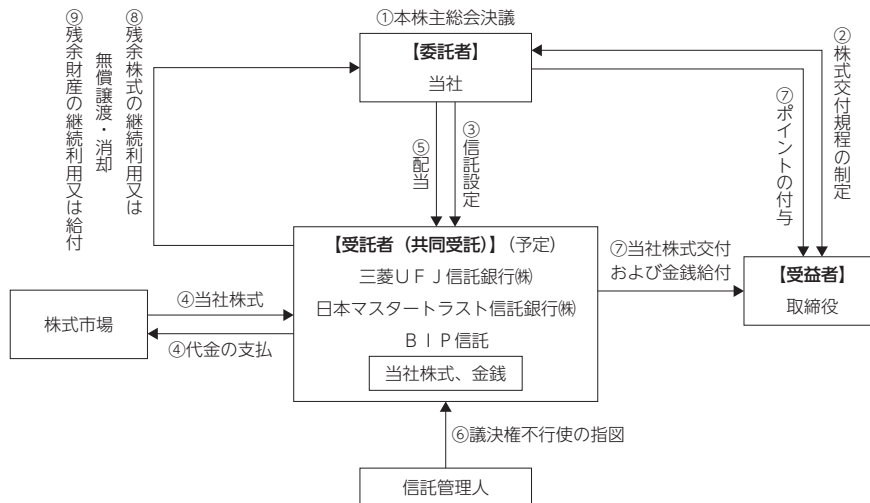
本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考) 平成30年2月13日付プレスリリース「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」より抜粋

1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、取締役の報酬と、当社の業績および株主価値との連動性をより明確化し、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入いたします。
 - (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。(※)
 - (3) 本制度では、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託 (以下「B I P 信託」といいます。) と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に、役位や業績目標の達成度に応じて、取締役が当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭 (以下「当社株式等」といいます。) を交付および給付 (以下「交付等」といいます。) する制度です。
- (※) 本制度の導入により、取締役の報酬は、「基本報酬」および「業績連動型株式報酬」により構成されることになります。

2. 本制度の概要



- ① 当社は、本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で取締役に対する報酬の原資となる金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役員および毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて、毎年、取締役に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に累積したポイント数に応じて当社株式等について交付等を行います。
- ⑧ 業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用することができません。なお、本信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を継続せず終了する場合には、信託費用準備金（信託報酬・信託費用等に充当するために、当社が拠出した資金）を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注)受益者要件を充足する取締役への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託する可能性があります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益の改善と雇用・所得環境の改善が続き、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、アメリカの政策動向および中国経済の先行きが懸念され、依然として不透明な状態で推移いたしました。

当油脂加工業界におきましては、市場の成熟化による需要の伸び悩みと生活必需品に対する節約志向や低価格志向が継続するなか、各種原材料価格や物流コストの上昇を受け、厳しい経営環境で推移いたしました。

このような状況のなかで当社グループは、「中期経営計画（2016～2018年）」の2年目として、既存製品の品質向上と市場ニーズに即応した高付加価値製品の開発を通じて、お客様に満足いただける製品の提供に努めるとともに、きめ細かな営業活動を行い、新たな市場開拓と用途開拓に取り組みました。また、安全、安心を第一に設備投資を行い、品質管理体制の強化に努める一方で、生産体制の効率化等のコスト削減を推し進め、収益の改善に努めました。

この結果、売上高は462億89百万円（前期比0.8%増）、営業利益は11億28百万円（前期比11.5%減）、経常利益は13億34百万円（前期比4.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は7億93百万円（前期比68.5%増）となりました。

以下、セグメントの概況についてご説明申し上げます。

《 食 品 事 業 》

食品事業につきましては、主要販売先である製パン業界、製菓業界、即席麺業界において需要が比較的堅調に推移しましたが、依然として市場の根強い低価格志向により厳しい環境で推移しました。

このような状況のなか、主力のマーガリン、ショートニングをはじめ、粉末油脂等の高付加価値製品の拡販に努めるとともに、販売価格の改定を行い、利益確保に取り組みました。また、技術開発力の強化に努め、お客様の求める「おいしさ」と「使いやすさのニーズ」に応える新製品を開発するとともに、各種展示会への出展を通じて、新規市場や新規顧客の開拓に努めました。加えて、「AIB国際検査統合基準」に基づいた品質管理体制の徹底と合わせて、生産体制の効率化等の業務改善を推し進めましたが、消費の低価格化と油脂原料をはじめとする各種原材料価格の高騰の影響を受け、売上高は320億90百万円（前期比2.9%減）、営業利益は5億43百万円（前期比46.8%減）となりました。

《 油 化 事 業 》

工業用油脂製品につきましては、主要需要先である合成樹脂、界面活性剤、塗料、ゴム、トイレットリー、潤滑油等の業界において脂肪酸、グリセリンの需要が堅調に推移するなか、新たに販売を開始した石鹼用調合脂肪酸および乳化重合用脂肪酸が順調に推移しました。

界面活性剤関連製品につきましては、紙・パルプ分野の家庭紙用薬剤が、国内市場の定着と海外市場への積極的な拡販により伸長しました。また、香粧品分野の化粧品用クレンジング基剤は、展示会への出展等の積極的な営業活動に注力した結果、販売が伸長しました。更に、環境改善分野の飛灰用重金属処理剤も需要の増加により順調に推移しました。

その結果、売上高は140億34百万円（前期比10.4%増）、営業利益は5億24百万円（前期比178.7%増）となりました。

(2) セグメント売上状況

事 業 別	売 上 高	
	金 額	構 成 比 率
食 品 事 業	32,090	69.3
油 化 事 業	14,034	30.3
そ の 他	164	0.4
合 計	46,289	100.0

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資総額は、13億76百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

当社

神戸工場	精製油製造設備の更新	(食品事業)
千葉工場	精製油製造設備の更新	(食品事業)
名古屋工場	化成品製造設備の更新	(油化事業)

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な資金調達はありません。

(5) 財産および損益の状況

区 分	平成26年度 第89期	平成27年度 第90期	平成28年度 第91期	平成29年度 第92期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	45,384	45,270	45,919	46,289
経常利益 (百万円)	350	759	1,391	1,334
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	215	360	471	793
1株当たり当期純利益	20円89銭	34円97銭	45円76銭	77円09銭
純資産合計 (百万円)	21,374	23,212	23,539	25,298

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算定しております。
2. 平成29年7月1日付で普通株式10株を1株の割合で併合したため、第89期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、国内人口の減少による需要の低迷に加え、大手流通の低価格志向による競争の激化、更に、油脂原料をはじめとする各種原材料価格の高騰が懸念され、厳しい状況で推移すると思われます。

このような事業環境において当社グループは、「中期経営計画（2016～2018年）」の最終年度として、引き続き技術開発力を強化し、既存事業の強化と各種展示会への出展等を行い新規市場の開拓に積極的に取り組み、食品事業と油化事業を二本柱とする強固な経営基盤の構築に努めてまいります。

また、生産体制の効率化と製造コスト管理を徹底し、各種コスト削減を通じて企業体質強化を推進するとともに、高まる顧客の安全、安心志向に対応するため、積極的な設備投資と品質管理レベルの向上に努め、当社グループに対する信頼性の確保を図ってまいります。

加えて、当社グループ全体のコンプライアンス意識の醸成に努めるとともに、コーポレート・ガバナンス体制を強化し、引き続き全社一丸となって業績ならびに企業価値の向上に邁進する所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な親会社および子会社の状況（平成29年12月31日現在）

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ミヨシ商事株式会社	65 百万円	100.0 %	食用油脂製品、食料品、石鹼、洗剤の 販売ならびに不動産賃貸業
ミヨシ物流株式会社	124	80.6	貨物運送取扱事業ならびに倉庫事業

③ 特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(8) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

事業別	主要製品等
食品事業	マーガリン、ショートニング、ラード、粉末油脂、ホイップクリーム、その他食用加工油脂
油化事業	脂肪酸、グリセリン、工業用石鹼、その他工業用油脂、繊維用処理剤、消泡剤、香粧品原料、重金属捕集剤、重金属固定剤、その他各種界面活性剤
その他	不動産賃貸、原料油脂等

(9) 主要な営業所および工場（平成29年12月31日現在）

① 当社の事業所

本社（東京都葛飾区）	大阪支店（大阪府大阪市）	名古屋支店（愛知県名古屋市）
福岡支店（福岡県福岡市）	札幌営業所（北海道札幌市）	東京工場（東京都葛飾区）
千葉工場（千葉県千葉市）	名古屋工場（愛知県岩倉市）	神戸工場（兵庫県神戸市）

② 子会社の主要な事業所

ミヨシ商事(株)（東京都葛飾区）
ミヨシ物流(株)（東京都葛飾区）

(10) 従業員の状況（平成29年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減
559 名	3 (増) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数に臨時従業員は含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (平成29年12月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,412 ^{百万円}
農 林 中 央 金 庫	2,412
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,412
株 式 会 社 千 葉 銀 行	1,050
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	972
株 式 会 社 常 陽 銀 行	690
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	146

(注) 上記借入金残高には、シンジケートローンとしての借入金残高3,000百万円が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 29,897,100株
- (2) 発行済株式総数 10,306,895株
(自己株式5,051株を含む。)
- (3) 株 主 数 6,313名
(前期末比982名減)
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 崎 製 パ ン 株 式 会 社	1,030 ^{千株}	10.00%
日 清 オ イ リ オ グ ル ー プ 株 式 会 社	1,030	10.00
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	409	3.98
農 林 中 央 金 庫	409	3.98
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	385	3.74
ミ ヨ シ 協 力 会	365	3.54
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	261	2.53
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	197	1.91
日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	184	1.79
日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 5)	147	1.43

(注) 持株比率は、自己株式（5,051株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年7月1日付で、単元株式数を1,000株から100株へ変更するとともに、普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。これにより、発行可能株式総数は298,971,000株から29,897,100株となり、発行済株式総数は103,068,954株から10,306,895株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	堀 尾 容 造	
代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	横 溝 修	油化本部、管理本部管掌
取 締 役 常 務 執 行 役 員	三 木 逸 郎	経営企画室長
取 締 役 執 行 役 員	山 下 史 生	管理本部長
取 締 役 執 行 役 員	廣 田 晴 一	食品本部長
取 締 役 執 行 役 員	松 丸 光 昭	油化本部長
取 締 役 執 行 役 員	藤 原 嘉 文	生産本部長
取 締 役 執 行 役 員	石 黒 隆	食品本部技術統括 兼 管理本部知的財産部長
取 締 役 執 行 役 員	雫 石 秀 明	管理本部総務人事部長
取 締 役	吉田谷 良 一	山崎製パン株式会社 取締役
取 締 役	森 下 隆 之	公認会計士森下隆之事務所 代表 森下隆之税理士事務所 代表
取 締 役	大 矢 武 史	
常 勤 監 査 役	大 村 章 夫	
常 勤 監 査 役	刈 谷 健 二	
常 勤 監 査 役	斎 藤 薫	
監 査 役	深 野 英 則	

- (注) 1. 上記取締役のうち森下隆之氏および大矢武史氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
2. 上記監査役のうち刈谷健二氏および斎藤薫氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。

- 上記取締役のうち森下隆之氏および大矢武史氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
- 上記監査役のうち大村章夫氏、刈谷健二氏および斎藤薫氏は、金融機関における長年の経験があり、各氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 平成29年3月29日開催の第91期定時株主総会終結の時をもって、取締役三木勝喜、菱谷隆雄、河原崎靖の3氏は任期満了により退任いたしました。
- 平成29年3月29日開催の第91期定時株主総会終結の時をもって、監査役新井敏生氏は辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	14名 (2名)	229百万円 (7百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	52百万円 (28百万円)
合計 (うち社外役員)	19名 (4名)	281百万円 (36百万円)

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額 年額310百万円以内
(平成22年3月26日開催 第84期定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額 年額55百万円以内
(平成22年3月26日開催 第84期定時株主総会決議)
3. 上記のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額は1名3百万円であります。
4. 当社は、平成28年3月29日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって、取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止し、第90期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記の他、当期中に退任した取締役1名に対し24百万円、監査役1名に対し2百万円の退職慰労金を支給しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役吉田谷良一氏、森下隆之氏、大矢武史氏および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役森下隆之氏は、公認会計士森下隆之事務所および森下隆之税理士事務所の代表を兼務しておりますが、当社と特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
森 下 隆 之 (取 締 役)	4年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 17回全てに出席	公認会計士および税理士として財務および会計に関する知見に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。
大 矢 武 史 (取 締 役)	9ヶ月	就任以降開催された取締役会13回 全てに出席	不動産・金融業界での豊富な専門知識や経験に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。
刈 谷 健 二 (常勤監査役)	5年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 17回および監査役会15回全てに 出席	金融業務の経験で培われた企業経営に関する見識に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。
斎 藤 薫 (常勤監査役)	4年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会 17回および監査役会15回全てに 出席	金融業務の経験で培われた企業経営に関する見識に基づき、議案、審議全般において必要な発言、提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
28百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
28百万円

(注) 1. 監査役会は、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社は、会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として企業倫理行動を定めた「ミヨシ油脂行動規範」を遵守する。また、「コンプライアンス規程」の運用等、各種制度を整備・確立し、取締役の法令違反行為を抑制・防止する。あわせて、取締役会については「取締役会規則」に則り、その適切な運営が確保されたなかで月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通と迅速な意思決定を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家を起用し法令違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い各監査役の監査の対象になり、経営機能に対する監督強化を図る。

社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、一切の関係を断固拒絶し、不当要求等があった場合には、警察等の外部専門機関及び顧問弁護士と連携し、組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「情報管理規程」に基づき管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にし、適切かつ確実に保存・管理する。また、セキュリティ防御により不正アクセスに対する電磁的情報の漏洩対策を施す。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

平時におけるリスク管理については、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理責任者を社長とするリスク管理委員会がリスク管理の主管部門となり、定期的なリスクの洗い出し等、業務執行に係る個々のリスクを明確にし、リスク管理体制を構築する。また、不測の事態の発生等の有事の際には、「災害対策マニュアル」及び「ビジネス危機対策マニュアル」に従い、社長を本部長とする対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会をスリム化し、執行役員制度を導入して、取締役会の意思決定の迅速化と業務執行機能・チェック機能の両機能を高めることとする。

ロ. 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催する。なお、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役（常勤）、監査役によって構成される月2回の経営会議において議論を行い、その審議を経て意思決定を行うことにより、経営機能を一層有効に発揮する体制をとるものとする。

- ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」に則り、行うものとする。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を法令遵守の主管部門と位置づけ、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスプログラム」に則り、コンプライアンス体制の整備と推進を図る。
- ロ. 法令等の遵守、違反行為、不正行為の未然防止を徹底するため、企業倫理行動を定めた「ミヨシ油脂行動規範」を使用人に周知徹底し、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスプログラム」に則り、コンプライアンス意識の向上に向けた教育研修を実施する。
- ハ. 法令その他コンプライアンス違反に関する事実についての通報相談窓口として、総務人事部長と社外の弁護士へのヘルプラインを設置し運用する。
- 二. 客観性と公正性を確保するため、内部監査部門である監査室を社長直轄部門とし、監査室が定期的に監査を実施する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、「関係会社管理規程」に則り当社グループの経営管理を行うものとし、子会社の営業成績、財務状況、その他経営上の重要事項について当社への定期的な報告を義務付ける。また、関係会社事業報告会を開催し、経営の重要課題について報告を受ける。
- ロ. 当社グループは、当社グループ各社で当社に準じた「リスク管理規程」を策定・運用し、当社で定期的に行うリスク管理委員会ですべての損失の危機の管理を行う。
- ハ. 当社グループは、当社グループ各社で当社に準じた業務分掌、組織、職務権限に関する規程を定め、これらの規程に基づき業務を執行することにより子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- 二. 当社グループは、「ミヨシ油脂行動規範」並びに「コンプライアンス規程」を当社グループ全体に適用するとともに、当社グループの役員及び使用人が利用できる社外の弁護士へのヘルプラインを設置することにより、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ホ. 当社の監査役及び会計監査人の監査を通じ、当社グループの業務の適正を確保する。また監査室が監査を実施し、内部統制の有効性と業務の効率性を確保する体制を構築する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役から監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、当社の使用人から監査役の職務を補助すべき使用人を任命することとする。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事に関しては、取締役からの独立性を確保するため、取締役と監査役とが協議の上で決定する。なお、当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。
- ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、取締役の指揮命令を受けないこととし、当該使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要することとする。
- ⑨ 当社グループの役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ロ. 当社の監査役は、当社グループの法令遵守状況、業務上のリスクに関する状況及び内部通報の状況について、定期的に開催する当社のコンプライアンス・リスク管理委員会で報告を受け、必要に応じて担当役員にその説明を求めることができる。
- ハ. 監査役は、監査室が実施する当社グループの業務監査の結果について報告を受ける。
- ニ. 当社グループの役員及び使用人は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項が発生した場合は、「関連会社管理規程」に則り、所管部門に対して速やかな報告を行い、所管部門は当該内容を取締役及び監査役に報告する。
- ⑩ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループの役員及び使用人は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項について当社に対して報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けない。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、定期的に代表取締役社長との意見交換を行うことができるものとする。また、監査業務に関し、会計監査人及び顧問弁護士と定期的に会合をもつものとする。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、当社グループにおける内部統制システムの構築を行う。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行体制

取締役は、「取締役会規則」に則り、取締役会を17回開催し、法令または定款に定められた事項および中期経営計画の策定等、経営上重要な事項の決議を行うとともに、他の取締役の職務の執行状況について監督を行いました。

② 監査役の監査体制

監査役は、取締役会の他、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等から業務執行の状況について直接聴取し、内部統制システムの運用状況について確認しました。また、代表取締役社長、会計監査人、監査室および顧問弁護士等と情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しています。

③ コンプライアンスの推進ならびにリスクの管理

従業員等の法令遵守状況や各種リスクの発生状況について調査するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会を年2回開催し、問題の早期発見と改善措置に取り組みました。また、階層別のコンプライアンス研修を実施し、全社的なコンプライアンス意識の向上に努めました。

④ 当社グループの管理

当社の行動指針である「ミヨシ油脂行動規範」をグループ会社に適用し、子会社より、コンプライアンスの推進状況およびリスク管理の状況について定期的に報告を受けるとともに、関係会社事業報告会を開催し、各社の事業の推進状況について確認いたしました。また、社長直轄部門である監査室が、当社および子会社の内部統制監査および業務監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	24,297	流動負債	17,227
現金及び預金	4,846	支払手形及び買掛金	9,596
受取手形及び売掛金	12,600	電子記録債務	904
電子記録債権	1,333	短期借入金	3,155
商品及び製品	2,401	一年内返済予定の長期借入金	879
仕掛品	460	未払法人税等	236
原材料及び貯蔵品	2,453	設備関係支払手形	209
繰延税金資産	94	設備関係電子記録債務	442
その他	122	その他	1,804
貸倒引当金	△16		
固定資産	29,564	固定負債	11,336
有形固定資産	15,545	長期借入金	6,210
建物及び構築物	4,607	役員退職慰労引当金	130
機械装置及び運搬具	5,166	退職給付に係る負債	2,342
土地	5,325	厚生年金基金解散損失引当金	532
建設仮勘定	15	繰延税金負債	1,665
その他	430	資産除去債務	51
無形固定資産	276	その他	403
特許権	42		
借地権	60	負債合計	28,563
商標権	6	(純資産の部)	
ソフトウェア	62	株主資本	20,304
その他	105	資本金	9,015
投資その他の資産	13,742	資本剰余金	5,492
投資有価証券	10,751	利益剰余金	5,821
長期貸付金	10	自己株式	△24
退職給付に係る資産	2,814	その他の包括利益累計額	4,971
その他	196	その他有価証券評価差額金	4,091
貸倒引当金	△30	退職給付に係る調整累計額	880
		非支配株主持分	22
資産合計	53,862	純資産合計	25,298
		負債純資産合計	53,862

連結損益計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

科 目	内 訳 金 額	合 計 金 額
	百万円	百万円
売上高		46,289
売上原価		38,919
売上総利益		7,369
販売費及び一般管理費		6,241
営業利益		1,128
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	172	
持分法による投資利益	42	
その他の	144	359
営業外費用		
支払利息	116	
その他の	36	153
経常利益		1,334
特別損失		
有形固定資産除却損	66	
解体撤去費用	117	
関係会社株式評価損	29	214
税金等調整前当期純利益		1,120
法人税、住民税及び事業税	190	
法人税等調整額	129	320
当期純利益		800
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		793

連結株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成29年1月1日残高	9,015	5,492	5,337	△24	19,820
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△308		△308
親会社株主に帰属する当期純利益			793		793
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
その他資本剰余金の負の残高の振替		0	△0		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	484	△0	484
平成29年12月31日残高	9,015	5,492	5,821	△24	20,304

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成29年1月1日残高	2,891	811	3,703	15	23,539
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△308
親会社株主に帰属する当期純利益					793
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
その他資本剰余金の負の残高の振替					—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,200	68	1,268	6	1,275
連結会計年度中の変動額合計	1,200	68	1,268	6	1,759
平成29年12月31日残高	4,091	880	4,971	22	25,298

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	23,124	流動負債	16,537
現金及び預金	4,150	支払手形	90
受取手形	1,685	電子記録債権	904
電子記録債権	1,333	買掛金	8,848
売掛金	10,468	短期借入金	3,155
商品及び製品	2,363	一年内返済予定の長期借入金	879
仕掛品	460	未払金	645
材料及び貯蔵品	2,453	未払費用	768
前払費用	54	未払法人税等	218
繰延税金資産	92	未払消費税等	225
その他の資産	75	設備関係支払手形	209
貸倒引当金	△13	設備関係電子記録債権	442
固定資産	27,493	その他	150
有形固定資産	15,357	固定負債	10,454
建物	4,130	長期借入金	6,210
構築物	438	退職給付引当金	1,995
機械及び装置	5,150	役員退職慰労引当金	130
車両運搬具	14	厚生年金基金解散損失引当金	489
工具、器具及び備品	418	資産除去債務	51
土地	5,189	繰延税金負債	1,204
建設仮勘定	15	その他	371
無形固定資産	261	負債合計	26,991
特許権	42	(純資産の部)	
借地権	60	株主資本	19,686
商標権	6	資本金	9,015
ソフトウェア	59	資本剰余金	5,492
その他の無形資産	93	資本準備金	5,492
投資その他の資産	11,874	利益剰余金	5,188
投資有価証券	9,723	利益準備金	1,076
関係会社株	722	その他利益剰余金	4,112
長期貸付金	10	別途積立金	2,030
前払年金費用	1,270	繰越利益剰余金	2,082
その他の資産	151	自己株式	△9
貸倒引当金	△3	評価・換算差額等	3,940
		その他有価証券評価差額金	3,940
資産合計	50,618	純資産合計	23,626
		負債純資産合計	50,618

損益計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

科 目	内 訳 金 額	合 計 金 額
	百万円	百万円
売 上 高		43,862
売 上 原 価		36,715
売 上 総 利 益		7,147
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,063
営 業 利 益		1,083
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	175	
そ の 他	143	319
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	114	
そ の 他	36	150
経 常 利 益		1,252
特 別 損 失		
有 形 固 定 資 産 除 却 損	66	
解 体 撤 去 費 用	117	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	29	214
税 引 前 当 期 純 利 益		1,038
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	168	
法 人 税 等 調 整 額	129	298
当 期 純 利 益		740

株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成29年1月1日残高	百万円 9,015	百万円 5,492	—	百万円 5,492
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
その他資本剰余金の負の残高の振替			0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成29年12月31日残高	9,015	5,492	—	5,492

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
平成29年1月1日残高	百万円 1,076	百万円 2,030	百万円 1,650	百万円 4,756	百万円 △8	百万円 19,255
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△309	△309		△309
当期純利益			740	740		740
自己株式の取得					△0	△0
自己株式の処分					0	0
その他資本剰余金の負の残高の振替			△0	△0		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	431	431	△0	430
平成29年12月31日残高	1,076	2,030	2,082	5,188	△9	19,686

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成 29 年 1 月 1 日 残 高	百万円 2,779	百万円 2,779	百万円 22,035
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△309
当 期 純 利 益			740
自 己 株 式 の 取 得			△0
自 己 株 式 の 処 分			0
その他資本剰余金の負の残高の振替			—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	1,160	1,160	1,160
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	1,160	1,160	1,591
平成 29 年 12 月 31 日 残 高	3,940	3,940	23,626

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月15日

ミヨシ油脂株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 定留尚之 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 石井 誠 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミヨシ油脂株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミヨシ油脂株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月15日

ミヨシ油脂株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 誠 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミヨシ油脂株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容（財務報告に係る内部統制を含む。）は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月16日

ミヨシ油脂株式会社 監査役会

常勤監査役	大村章夫	㊟
常勤監査役(社外監査役)	刈谷健二	㊟
常勤監査役(社外監査役)	斎藤薫	㊟
監査役	深野英則	㊟

以上

<× 欄>

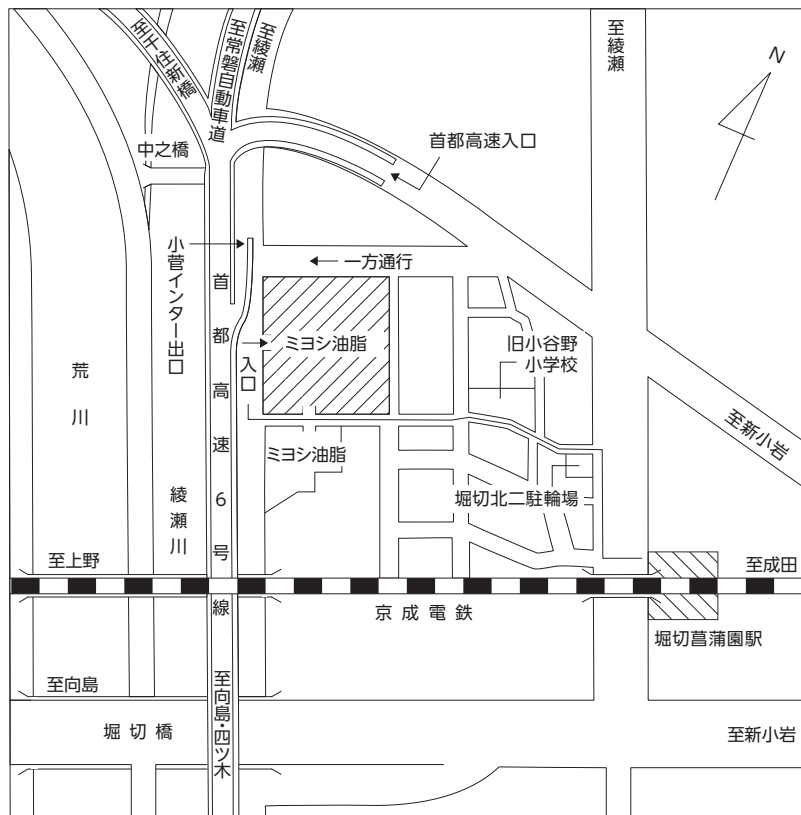
会場ご案内図

会場 東京都葛飾区堀切四丁目66番1号

当社本社講堂

電話 03 (3603) 1111

京成電鉄 堀切菖蒲園駅下車 徒歩7分



※ 本会場の駐車場には限りがございますので、極力公共交通機関をご利用ください。